

生物ごとの特定飼養等施設の基準の細目等の改正

1. 次の①から③に掲げる特定外来生物の種類ごとに、イからホのとおり定める。

① *Dikerogammarus villosus* (ディケロガンマルス・ヴィルロスス)、ざりがに科に属する種のうち *Pacifastacus leniusculus* (ウチダザリガニ) 以外のもの、アメリカざりがに科に属する種のうち *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ) 以外のもの、アジアざりがに科に属する種のうち *Cambaroides japonicus* (ニホンザリガニ) 以外のもの及びみなみざりがに科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設（施設設備がないものを含む。）又は水槽型施設等（施設設備がないものを含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

② *Lepisiota frauenfeldi* (ハヤトゲフシアリ)、*Linepithema humile* (アルゼンチンアリ)、*Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トゥリデンス種群) 全種、*Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 全種及び *Wasmannia auropunctata* (コカミアリ) 並びに上記4種群に属する種が上記4種群に属する他の種と交雑することにより生じた生物

イ 特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設（施錠設備がないものを含む。）又は水槽型施設等（施錠設備がないものを含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）全種、*Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィシマ種群）全種、*Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）全種及び *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）全種並びに上記4種群に属する種が上記4種群に属する他の種と交雑することにより生じた生物の飼養等をする場合にあっては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

③ *Utricularia cf. platensis* (エフクレタヌキモ)、*Utricularia inflata* (ウトウリクラリア・インフラタ)、*Utricularia platensis* (ウトウリクラリア・プラテンシス)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設（施錠設備がないものを含む。）水槽型施設等（堅牢な構造でないもの、開口部を常時閉じることができるものでないもの及び施錠設備がないものを含む。）又は人工池沼型施設等（堅牢な構造でないものを含む。）のいずれかであること。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合にあっては、移動用施設（施錠設備がないものを含む。）又は水槽型施設等に限る。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱い方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。
- (2) 施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の個体又はその器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行うこと。
- (3) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。